

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の辞退
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◇公 告 消防設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
潮 歯 科 医 院	西伯郡会見町天万 九〇七の四	" 十六日
松 野 医 院	境港市京町	昭和四十七年六月二十七日

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年六月二十七日	池 淵 医 院	境港市米町二番地

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年六月二十七日	池 瀬 医 院	境港市米町八八番地

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8第1項の規定に基づき、次
のとおり消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則（昭和36年自
省令第6号）第33条の11の規定により公告する。

昭和47年7月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時
 - ア 筆記試験 昭和47年8月20日午前10時から
 - イ 実技試験 昭和47年9月17日午前10時から
- (2) 試験の場所
 - 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験（以下「甲種試験」という。）
- (2) 乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」という。）

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和47年7月17日から昭和47年7月25日まで（郵送の場合は、昭和
47年7月25日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

ア 受験願書 所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出
すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメー
トル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影
年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚

エ 受験手数料

(ア) 受験手数料

甲種試験 1,500円

乙種試験 1,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数
料欄にはりつけて納付すること。

(ウ) 既納の手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかつた場合
でも返還しない。

5 その他

(1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。